

株式会社ソケツ 定款

株式会社ソケット 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ソケットと称し、英文では、Sockets Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 音楽映像等マルチメディア関連を含む情報処理サービス、情報提供サービス、情報の保管・管理に関するサービス、及びデータ通信サービス、ならびにこれらに関連する仲介業
2. 特許権、工業所有権、著作権などの知的所有権の取得、売買、使用許諾、仲介に関する業務
3. 音楽・映像関連ソフトウェア及びパッケージ作品の企画、制作、製造、販売、保守、賃貸、輸出入、卸業務及び放送・上映
4. 音楽・映像関連ソフトウェアの原盤の企画、制作、賃貸、管理及び利用の開発
5. コンピュータのネットワークシステム及び情報通信システムの企画、設計、開発、販売、保守及びコンサルティング
6. 広告代理業
7. マーケティングに関する企画、調査及びコンサルティング
8. 出版業
9. スタジオ、貸ホール、プレイガイド、飲食業の経営及び経営コンサルティング
10. 作詞家、作曲家、編曲家、演奏家、アーティスト、タレント、モデル、スポーツ選手のマネージメント及び肖像権管理
11. 各種イベントの企画、制作、運営
12. 通信販売業
13. 投資業
14. 前記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本社を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、742万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り並びにその他株式及び新株予約権に関する取扱い、手数料及び株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第18条 当社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第19条 当社の取締役は7名以内とする。

（取締役の選任）

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長を1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 31 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 32 条 当社の監査役は、3 名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 42 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 46 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 47 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 49 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

平成 13 年 3 月 26 日 改訂

平成 13 年 5 月 25 日 改訂

平成 14 年 3 月 22 日 改訂

平成 14 年 12 月 25 日 改訂

平成 18 年 6 月 29 日 改訂

平成 19 年 8 月 1 日 改訂

平成 20 年 1 月 29 日 改訂

平成 20 年 6 月 19 日 改訂

平成 20 年 11 月 13 日 改訂

平成 20 年 11 月 30 日 改訂

平成 21 年 6 月 22 日 改訂

平成 21 年 8 月 10 日 改訂

平成 22 年 1 月 1 日 改訂

平成 26 年 6 月 24 日 改訂

平成 27 年 6 月 22 日 改定